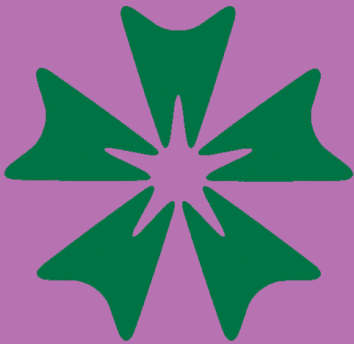


めむろの 都市計画

令和5年度版



本冊子（めむろの都市計画）には、
次の7項目がまとめられています。

- 1 芽室町の概要
- 2 都市計画の概要
- 3 都市計画区域
- 4 地域地区
- 5 都市施設
- 6 地区計画等
- 7 市街地再開発事業

【発行】

芽室町都市経営課都市経営係



市街地全域を東側上空から撮影



東芽室工業団地を西側上空から撮影



東芽室土地区画整理事業実施地域を南側上空から撮影



あいあい公園を南側上空から撮影

目 次

1	芽室町の概要		
(1)	位置と面積	…	1
(2)	人口の推移	…	1
(3)	人口集中地区	…	2
(4)	都市計画区域人口	…	2
2	都市計画の概要		
(1)	都市計画の目的と役割	…	4
(2)	都市計画区域	…	4
(3)	帯広圏都市計画区域	…	4
3	都市計画区域		
(1)	都市計画区域	…	5
(2)	市街化区域・市街地調整区域	…	5
	参考資料 ～ 都市計画図	…	6
	市街化区域変遷図	…	7
4	地域地区		
(1)	地域地区	…	8
(2)	用途地域	…	9
(3)	特別工業地区	…	10
(4)	高度利用地区	…	10
(5)	準防火地域	…	10
5	都市施設		
(1)	道路	…	11
	参考資料 ～ 都市計画道路	…	17
(2)	都市計画公園・緑地	…	18
	参考資料 ～ 都市計画公園	…	20
(3)	下水道	…	21
	参考資料 ～ 公共下水道排水区域	…	23
6	地区計画等		
(1)	地区計画等	…	24
(2)	地区計画	…	25
7	市街地再開発事業		
(1)	市街地再開発事業	…	28
(2)	土地地区画整理事業	…	30

芽室町の概要

City planning of Memuro - Outline of the town

(1) 位置と面積

面積	位置		広さ		備考
	北緯	東経	東西	南北	
51,376ha	42° 43' 10" ~ 43° 01' 56"	142° 43' 13" ~ 143° 09' 06"	22.6km	35.4km	

(2) 人口の推移

年次	世帯数	人口			備考
		総数(人)	男(人)	女(人)	
大正14年	2,034	11,537	5,942	5,595	第2回国勢調査
昭和5年	2,113	12,283	6,360	5,923	第3回国勢調査
昭和10年	2,213	12,934	6,601	6,333	第4回国勢調査
昭和15年	2,207	13,848	7,025	6,823	第5回国勢調査
昭和22年	2,401	13,994	6,830	7,164	第6回国勢調査
昭和25年	2,696	15,767	7,856	7,911	第7回国勢調査
昭和30年	2,938	17,131	8,560	8,571	第8回国勢調査
昭和35年	3,343	17,839	8,916	8,923	第9回国勢調査
昭和40年	3,542	16,202	7,964	8,238	第10回国勢調査
昭和45年	3,911	15,571	7,582	7,989	第11回国勢調査
昭和50年	4,306	15,845	7,843	8,002	第12回国勢調査
昭和55年	4,846	16,580	8,214	8,366	第13回国勢調査
昭和60年	4,939	16,731	8,213	8,518	第14回国勢調査
平成2年	5,097	16,577	8,093	8,484	第15回国勢調査
平成7年	5,432	16,604	8,011	8,593	第16回国勢調査
平成12年	6,051	17,586	8,415	9,171	第17回国勢調査
平成17年	6,615	18,300	8,751	9,549	第18回国勢調査
平成22年	7,089	18,905	9,023	9,882	第19回国勢調査
平成27年	7,169	18,484	8,773	9,711	第20回国勢調査
令和2年	7,238	18,078	8,616	9,462	第21回国勢調査

(3) 人口集中地区

人口密度が40人/ha以上の国勢調査の調査区が
集合し、合計人口が5,000人以上となる地域

年次	D I D		年次	D I D	
	面積 (平方キロ)	人口 (人)		面積 (平方キロ)	人口 (人)
昭和45年国調	0.9	5,107	平成12年国調	3.7	11,520
昭和50年国調	1.2	5,702	平成17年国調	3.8	12,367
昭和55年国調	1.9	7,539	平成22年国調	3.9	12,338
昭和60年国調	2.0	8,014	平成27年国調	3.9	12,054
平成2年国調	2.1	7,359	令和2年国調	4.2	11,919
平成7年国調	3.5	9,308			

(4) 都市計画区域人口

(単位:人)

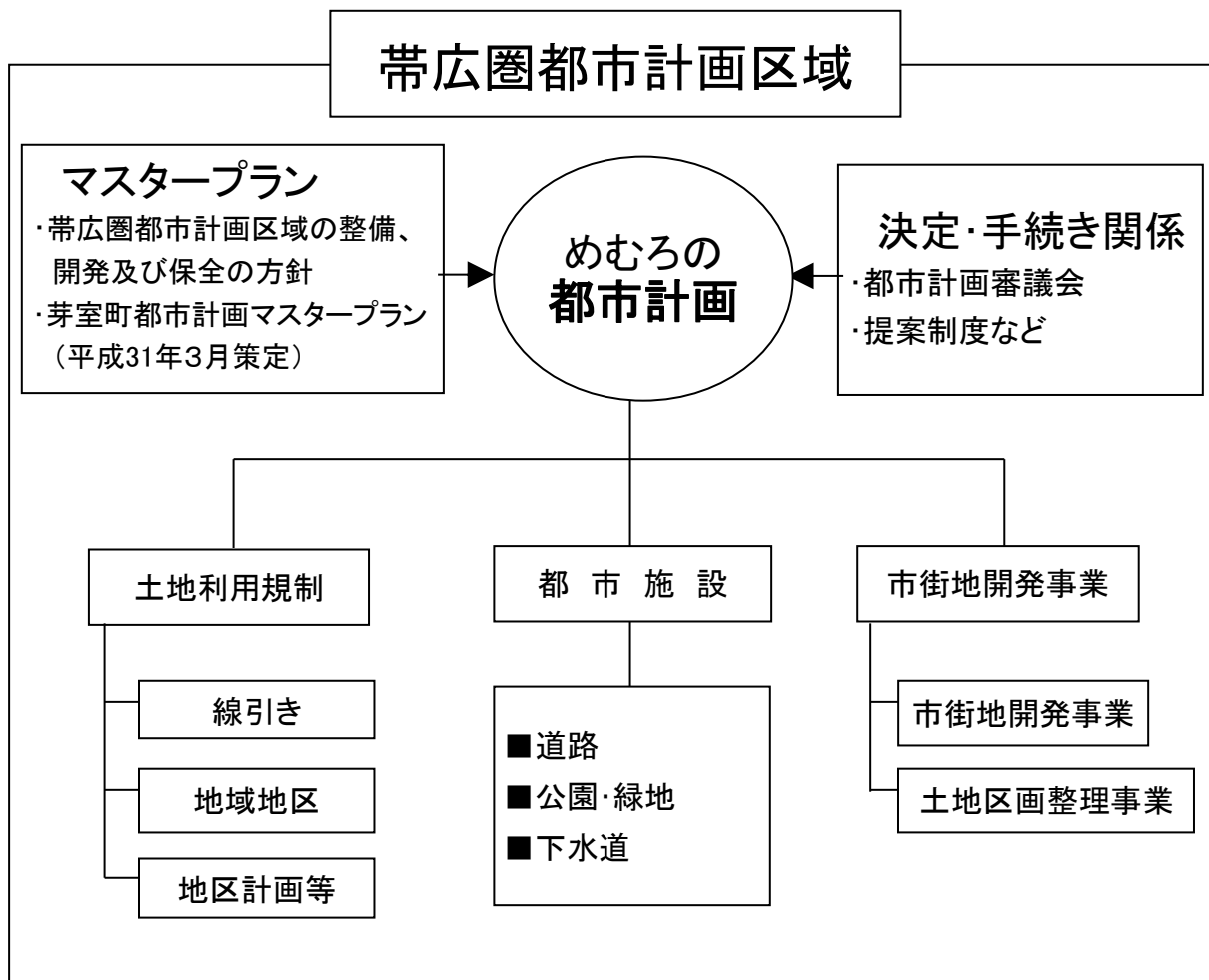
<都市計画区域人口調による>

年次	市街化区域	市街化調整区域	計	都市計画区域外	合計
昭和60年(国勢調査)	11,013	1,864	12,877	3,854	16,731
昭和63年	11,178	1,989	13,167	3,817	16,984
平成元年	11,180	1,972	13,152	3,771	16,923
平成2年(国勢調査)	11,174	1,837	13,011	3,566	16,577
平成2年	11,181	1,951	13,132	3,740	16,872
平成3年	11,242	1,821	13,063	3,725	16,788
平成4年	11,180	1,831	13,011	3,566	16,577
平成5年	11,523	1,769	13,292	3,611	16,903
平成6年	11,555	1,736	13,291	3,530	16,821
平成7年(国勢調査)	11,272	1,667	12,939	3,665	16,604
平成7年	11,701	1,713	13,414	3,483	16,897
平成8年	11,870	1,698	13,568	3,476	17,044
平成9年	12,084	1,690	13,774	3,456	17,230
平成10年	12,466	1,653	14,119	3,407	17,526
平成11年	12,812	1,647	14,459	3,398	17,857
平成12年(国勢調査)	12,905	1,587	14,492	3,094	17,586
平成12年	13,318	1,638	14,956	3,196	18,152
平成13年	13,380	1,571	14,951	3,314	18,265
平成14年	13,600	1,600	15,200	3,246	18,446
平成15年	13,568	1,674	15,242	3,248	18,490
平成16年	13,858	1,570	15,428	3,241	18,669
平成17年(国勢調査)	13,697	1,497	15,194	3,106	18,300
平成17年	14,109	1,543	15,652	3,198	18,850

年 次	市街化区域	市街化調整区域	計	都市計画区域外	合 計
平成18年	14,278	1,557	15,835	3,179	19,014
平成19年	14,622	1,551	16,173	3,142	19,315
平成20年	14,766	1,519	16,285	3,107	19,392
平成21年	14,792	1,502	16,294	3,082	19,376
平成22年（国勢調査）	14,500	1,440	15,940	2,965	18,905
平成22年	14,856	1,475	16,331	3,038	19,369
平成23年	14,897	1,466	16,363	3,010	19,373
平成24年	14,864	1,465	16,329	2,982	19,311
平成25年	14,864	1,323	16,187	3,046	19,233
平成26年	14,751	1,306	16,057	3,011	19,068
平成27年（国勢調査）	14,346	1,497	15,843	2,641	18,484
平成27年	14,657	1,294	15,951	2,999	18,950
平成28年	14,600	1,278	15,878	2,931	18,809
平成29年	14,516	1,266	15,782	2,878	18,660
平成30年	14,459	1,236	15,695	2,845	18,540
令和元年	14,430	1,222	15,652	2,778	18,430
令和2年（国勢調査）	14,159	1,473	15,632	2,416	18,048
令和2年	14,369	1,194	15,563	2,705	18,268
令和3年	14,305	1,169	15,474	2,643	18,117
令和4年	14,239	1,145	15,384	2,599	17,983

都市計画の概要

City planning of Memuro - Outline



(1)「都市計画の目的と役割」

都市計画は、まちづくりの構想に基づき、まちを健全に維持し、豊かに育てていくために、土地利用、都市施設、面的整備などの計画を総合的、一体的に定めるものです。この計画に基づき、まちづくりの規制・誘導とともに公園、道路、下水道などを整備して、住みよいまちをつくりあげます。

(2)「都市計画区域」

まちづくりを計画的に進めるには、まず都市の範囲を明確にしなければなりません。そこで、人や物の動き、まちの発展の見通し、地形などからみて、一体の都市として総合的に整備・開発・保全する必要がある区域として都市計画区域を指定しています。

(3)「帯広圏都市計画区域」(広域都市圏)

帯広圏(帯広市・音更町・芽室町・幕別町)の都市計画は、広域的視点から、交通機能、住機能、中枢管理機能などの役割分担しながら土地利用をすすめるなど、また計画的に都市計画事業等が実施されるなど、一体の都市としての広域都市圏を形成しています。

都市計画区域

City planning of Memuro - Area

(1) 都市計画区域

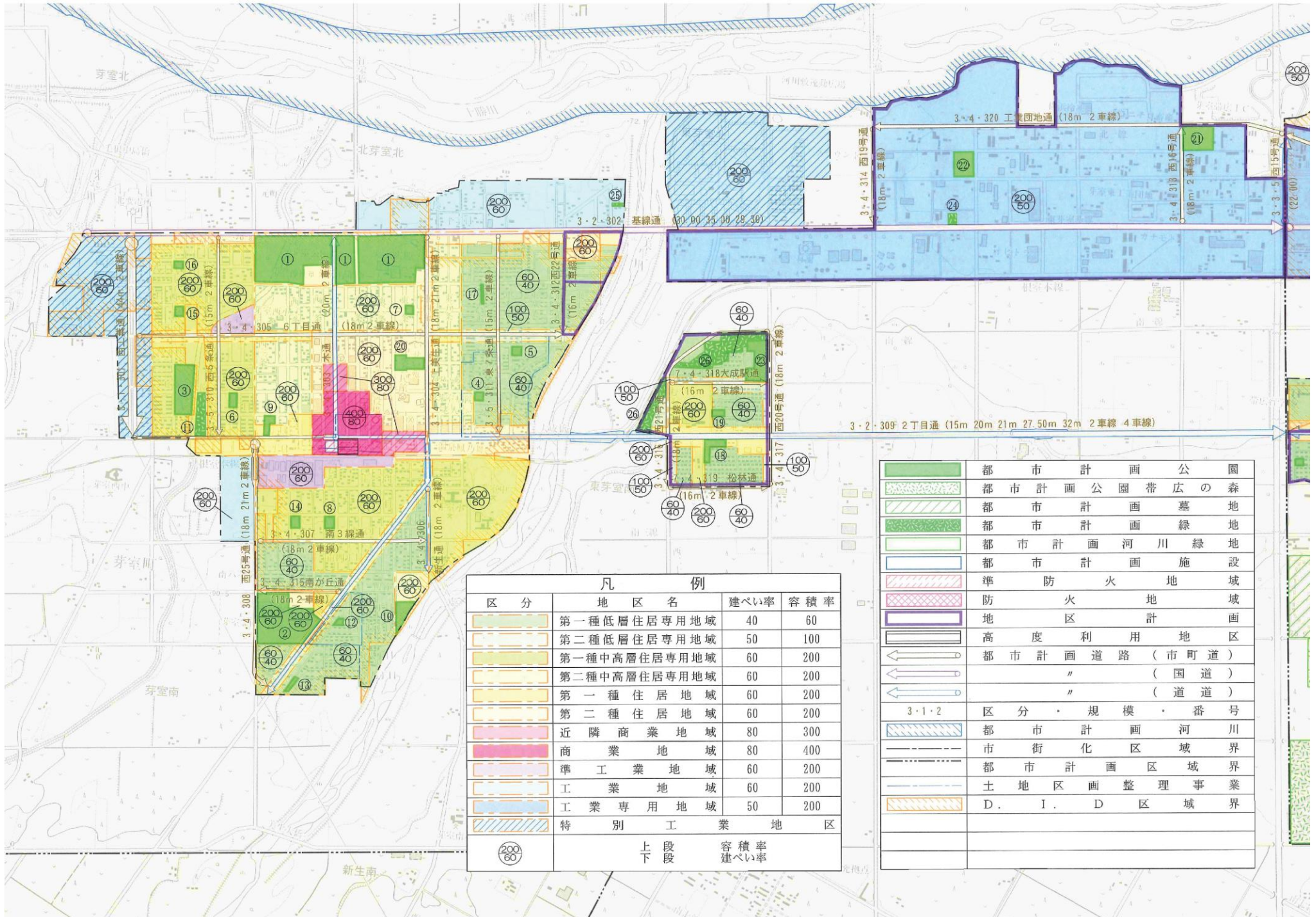
一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域で知事が指定する。

告示年月日	告示番号	内 容
昭和45年9月14日	道告第2294号	芽室町行政区域 8,200ha
令和2年10月30日	道告第671号	芽室町行政区域 約8,282ha

(2) 市街化区域・市街化調整区域

市街化区域－市街地として積極的に開発、整備する区域
市街化調整区域－市街化を抑制すべき区域

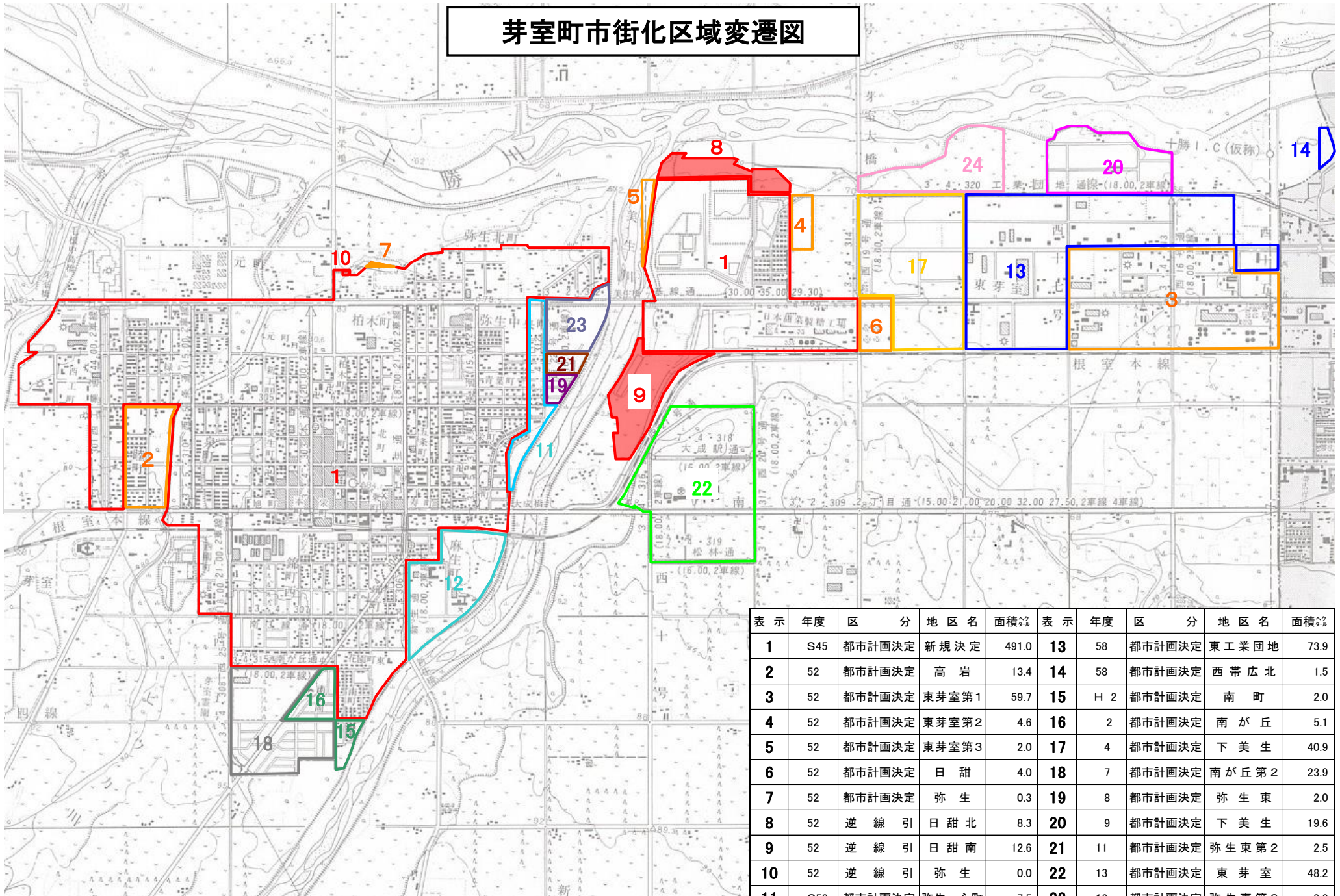
告示年月日	告示番号	面 積 (ha)		
		市街化区域	市街化調整区域	計
昭和45年12月28日	道告第3111号	約491		8,200
	道告第3363号		約7,709	
昭和52年10月15日	道告第3119号	約554	約7,646	8,200
昭和58年4月28日	道告第863号	約658	約7,542	8,200
平成2年9月17日	道告第1304号	約665	約7,535	8,200
平成4年10月16日	道告第1628号	約706	約7,494	8,200
平成7年4月11日	道告第555号	約730	約7,470	8,200
平成9年3月28日	道告第460号	約732	約7,468	8,200
平成10年3月31日	道告第461号	約752	約7,448	8,200
平成12年3月31日	道告第569号	約755	約7,445	8,200
平成13年11月6日	道告第1863号	約803	約7,397	8,200
平成16年4月6日	道告第391号	約811	約7,389	8,200
平成18年10月20日	道告第865号	約829	約7,371	8,200
令和2年10月30日	道告第671号	約829	約7,453	約8,282



凡 例			
区 分	地 区 名	建 ぺ い 率	容 積 率
	第一種低層住居専用地域	40	60
	第二種低層住居専用地域	50	100
	第一種中高層住居専用地域	60	200
	第二種中高層住居専用地域	60	200
	第一種住居地域	60	200
	第二種住居地域	60	200
	近隣商業地域	80	300
	商業地域	80	400
	準工業地域	60	200
	工業地域	60	200
	工業専用地域	50	200
	特別工業地区		
	上下段	容積率 建ぺい率	

	都市計画公園
	都市計画公園帯広の森
	都市計画墓地
	都市計画河川緑地
	都市計画施設
	準防火地域
	防火地域
	地区計画
	高度利用地区
	都市計画道路(市町道)
	" (国道)
	" (道道)
3・1・2	区分・規模・番号
	都市計画河川
	市街化区域界
	都市計画区域界
	土地区画整理事業
	D. I. D 区域界

芽室町市街化区域変遷図



表示	年度	区分	地区名	面積%	表示	年度	区分	地区名	面積%
1	S45	都市計画決定	新規決定	491.0	13	58	都市計画決定	東工業団地	73.9
2	52	都市計画決定	高岩	13.4	14	58	都市計画決定	西帯広北	1.5
3	52	都市計画決定	東芽室第1	59.7	15	H 2	都市計画決定	南町	2.0
4	52	都市計画決定	東芽室第2	4.6	16	2	都市計画決定	南が丘	5.1
5	52	都市計画決定	東芽室第3	2.0	17	4	都市計画決定	下美生	40.9
6	52	都市計画決定	日甜	4.0	18	7	都市計画決定	南が丘第2	23.9
7	52	都市計画決定	弥生	0.3	19	8	都市計画決定	弥生東	2.0
8	52	逆線引	日甜北	8.3	20	9	都市計画決定	下美生	19.6
9	52	逆線引	日甜南	12.6	21	11	都市計画決定	弥生東第2	2.5
10	52	逆線引	弥生	0.0	22	13	都市計画決定	東芽室	48.2
11	S58	都市計画決定	弥生一心町	7.5	23	16	都市計画決定	弥生東第3	8.2
12	58	都市計画決定	麻生町	21.2	24	18	都市計画決定	下美生	17.8

地域地区

City planning of Memuro - Zoning

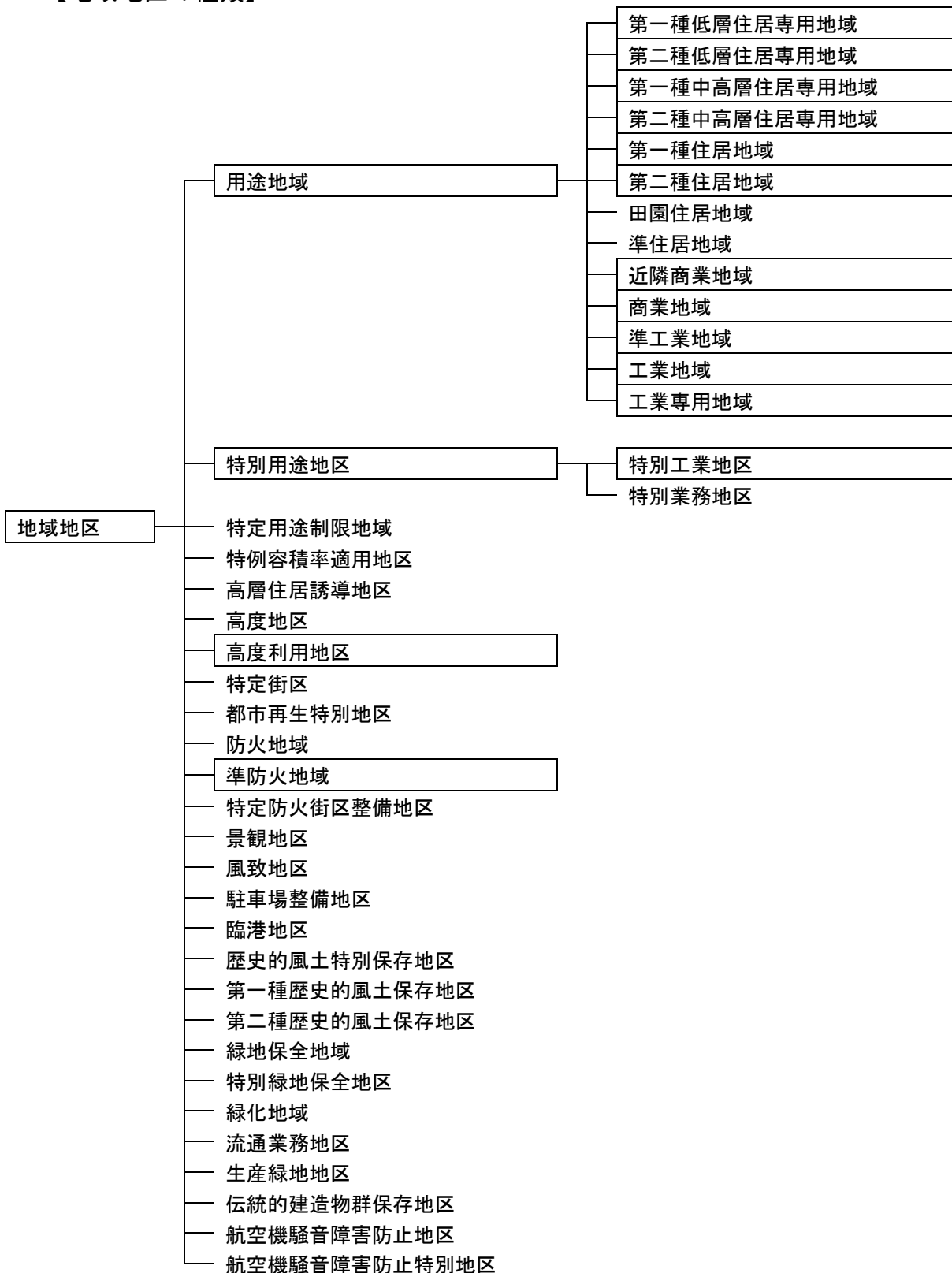
都市計画区域内の土地をその利用目的によって区分し、建築物などについての必要な制限を課すことにより地域又は地区を単位として一体的かつ合理的な土地利用を実現しようとするもの

(1) 地域地区

【地域地区の種類】



茅室町において決定しているもの



(2) 用途地域

①帯広圏都市計画（芽室町分）～8用途制度

<枠内数字 - 上段：面積(%) 下段：割合>

告示月日 告示番号 (町告示)	第一種 住居専用 地域	第二種 住居専用 地域	住居地域	近隣商業 地域	商業 地域	準工業 地域	工業 地域	工業専用 地域	合 計
S45. 12. 28			284.6				206.0		490.6
第35号			58.0				42.0		100
S48. 4. 1	51.6	59.7	151.0	4.9	9.9	14.1	156.2	43.2	490.6
第6号	10.5	12.2	30.8	1.0	2.0	2.9	31.8	8.8	100
S50. 8. 15	75.8	59.7	154.0	4.9	9.9	14.1	129.0	43.2	490.6
第47号	15.4	12.2	31.4	1.0	2.0	2.9	26.3	8.8	100
S52. 10. 15	76.0	73.0	154.0	5.0	10.0	14.0	125.0	95.0	552
第51号	13.8	13.2	27.9	0.9	1.8	2.5	22.6	17.3	100
S58. 4. 28	81.0	93.0	153.0	4.5	10.0	15.0	130.0	170.0	656.5
第28号	12.3	14.2	23.3	0.7	1.5	2.3	19.8	25.9	100
H2. 9. 17	88.0	94.0	153.0	4.5	10.0	14.0	130.0	170.0	663.5
第46号	13.3	14.2	23.0	0.7	1.5	2.1	19.6	25.6	100
H4. 10. 16	88.0	94.0	153.0	4.5	10.0	14.0	130.0	211.0	704.5
第32-4号	12.5	13.3	21.7	0.6	1.4	2.0	18.5	30.0	100

②帯広圏都市計画（芽室町分）～13用途制度

<枠内数字 - 上段：面積(%) 下段：割合>

告示月日 告示番号 (町告示)	第一種 低層住居 専用地域	第二種 低層住居 専用地域	第一種中 高層住居 専用地域	第二種中 高層住居 専用地域	第一種 住居地域	第二種 住居地域	近隣商業 地域	商業 地域	準工業 地域	工業 地域	工業専用 地域	合 計
H7. 7. 7	92	3.0	114	52	14	85	4.5	10	13	130	211	728.5
第50号	12.6	0.4	15.7	7.1	1.9	11.7	0.6	1.4	1.8	17.8	29.0	100
H9. 3. 28	94	3.3	114	52	14	85	4.5	10	13	130	211	730.8
第23号	12.9	0.4	15.6	7.1	1.9	11.6	0.6	1.4	1.8	17.8	28.9	100
H9. 8. 29	94	3.3	114	52	14	85	4.5	11	12	130	211	730.8
第60号	12.9	0.4	15.6	7.1	1.9	11.6	0.6	1.5	1.7	17.8	28.9	100
H10. 3. 31	94	3.3	114	52	14	85	4.5	11	12	130	231	750.8
第32-4号	12.5	0.4	15.2	6.9	1.9	11.3	0.6	1.5	1.6	17.3	30.8	100
H12. 3. 31	91	3.3	111	65	14	81	4.5	11	12	130	231	753.8
第19号	12.1	0.4	14.8	8.6	1.9	10.7	0.6	1.5	1.6	17.2	30.6	100
H13. 11. 6	139	3.3	111	65	14	81	4.5	11	12	130	231	801.8
第73号	17.3	0.4	13.8	8.1	1.8	10.1	0.6	1.4	1.5	16.2	28.8	100
H14. 4. 1	139	3.3	111	65	14	81	4.5	11	12	130	231	801.8
第33号	17.3	0.4	13.8	8.1	1.8	10.1	0.6	1.4	1.5	16.2	28.8	100
H15. 1. 1	139	3.3	111	65	14	81	4.5	11	12	130	231	801.8
第1号	17.3	0.4	13.8	8.1	1.8	10.1	0.6	1.4	1.5	16.2	28.8	100
H15. 8. 15	117	11.7	118	65	21	81	4.5	11	12	130	231	802.2
第63号	14.6	1.4	14.7	8.1	2.6	10.1	0.6	1.4	1.5	16.2	28.8	100
H16. 4. 6	121	12	118	65	21	85	4.5	11	12	131	231	811.5
第36号	14.9	1.5	14.5	8.0	2.6	10.5	0.6	1.4	1.5	16.1	28.4	100
H16. 11. 11	121	11	118	65	22	85	4.5	11	12	131	231	811.5
第86号	14.9	1.4	14.5	8.0	2.7	10.5	0.6	1.4	1.5	16.1	28.4	100
H18. 10. 20	121	11	118	65	22	85	4.5	11	12	131	249	829.5
第82号	14.6	1.3	14.2	7.8	2.7	10.3	0.5	1.3	1.5	15.8	30.0	100

(3) 特別工業地区

住工の調和を図るなどの目的で基本となる用途地域の制限の強化又は緩和を行う

告示年月日	告示番号	面積 (ha)	対象区域
昭和48年4月1日	町告第6号	87.3	西工町・日甜の一部
昭和52年10月15日	町告第52号	83.0	日甜の一部を縮小変更

※1 住宅建築可能要件(地区内に立地する工場の管理人住宅に限定)

※2 共同住宅、長屋、寄宿舎又は下宿建築可能要件(当該工場の従業員用に限定)

(4) 高度利用地区

土地の高度利用を図るため建築物の容積率の最高限度及び最低限度等を定める。

告示年月日	告示番号	面積 (ha)	対象区域
平成9年8月29日	町告第58号	0.9	芽室駅前地区

※容積率の最低限度:100%

(5) 準防火地域

市街地における火災の危険を防ぐために定められ主として木造建築物の密集した市街地に指定される

告示年月日	告示番号	面積 (ha)	対象区域
昭和48年4月1日	町告第6号	14.8	商業地域・近隣商業地域
平成9年8月29日	町告第61号	15.3	商業地域・近隣商業地域

※制限内容

耐火建築物	地階を除く階数が4以上又は延べ面積が1,500㎡以上の建築物	
耐火建築物又は簡易耐火建築物	地階を除く階数が3以上又は延べ面積が500㎡以上1,500㎡以下の建築物	
耐火構造	上記以外の木造建築物	外壁及び軒裏で燃焼の恐れのある部分
不燃材料で造るか又は覆う構造		高さ2mを越える付属の門又は塀で延焼の恐れのある部分

都市施設

City planning of Memuro – Facilities

(1) 道路

・都市計画道路の決定経過

<基線通>

告示月日	告示番号	街路番号	代表幅員	延長	内容
S30. 3. 31	建設省告示第 366号	1・3・1	27.00m	約2,210m	新規決定
S39. 5. 2	建設省告示第1314号	1・3・1	27.00m	約2,590m	・線形の変更 ・起終点の変更(延長増)
S48. 5. 21	北海道告示第1520号	3・3・302	27.00m	約6,460m	終点の変更(延長増)
S53. 11. 6	北海道告示第3376号	3・2・302	30.00m	約6,460m	・名称(規模)の変更 ・一部線形の変更 ・幅員の変更 (27.0m → 30.0m・35.0m)
H7. 4. 11	北海道告示第555号	3・2・302	30.00m	約6,460m	一部幅員の変更 (27.0m → 29.3m)

<本通>

告示月日	告示番号	街路番号	代表幅員	延長	内容
S30. 3. 31	建設省告示第 366号	2・1・1	18.00m	約1,146m	新規決定
S36. 3. 11	建設省告示第 400号	2・1・1	18.00m	約1,146m	駅前広場 1,716㎡の追加変更
S39. 5. 2	建設省告示第1314号	2・1・1	20.00m	約1,140m	・幅員の変更(18.0m→20.0m) ・延長の変更(1,146m→1,140m)
S48. 5. 21	北海道告示第1520号	3・4・303	20.00m	約1,140m	名称(番号のみ)の変更
S53. 11. 6	北海道告示第3376号	3・4・303	20.00m	約1,130m	終点の変更(延長減)
H9. 8. 29	北海道告示第1399号	3・4・303	20.00m	約1,100m	・起点の変更(延長減約40m) ・一部区域の変更 (駅前広場約4,500㎡)
H13. 11. 6	北海道告示第1863号	3・4・303	20.00m	約1,100m	車線数の決定(2車線)

<東4条通>

告示月日	告示番号	街路番号	代表幅員	延長	内容
S30. 3. 31	建設省告示第 36号	2・1・2	18.00m	約1,088m	新規決定
S39. 5. 2	建設省告示第1314号				上美生通へ統合

<6丁目通>

告示月日	告示番号	街路番号	代表幅員	延長	内容
S30. 3. 31	建設省告示第 366号	2・1・3	18.00m	約1,488m	新規決定
S48. 5. 21	北海道告示第1520号	3・4・305	18.00m	約1,920m	起点の変更(延長増)
S59. 7. 2	北海道告示第1206号	3・4・305	18.00m	約2,270m	終点の変更(延長増350m)
H13. 11. 6	北海道告示第1863号	3・4・305	18.00m	約2,270m	車線数の決定(2車線)

<上美生通>

告示月日	告示番号	街路番号	代表幅員	延長	内容
S30. 3. 31	建設省告示第 366号	2・1・4	18.00m	約1,488m	新規決定
S39. 5. 2	建設省告示第1314号	2・1・2	18.00m	約3,120m	・起終点の変更（延長増） ・名称（番号のみ）の変更 ・東4条通と統合
S48. 5. 21	北海道告示第1520号	3・4・304	18.00m	約2,170m	・終点の変更（延長減） ・一部幅員の変更 (18.0m→30.5m・28.5m・25.5m・18.5m) ・平面交差→立体交差
S53. 11. 6	北海道告示第3376号	3・4・304	18.00m	約2,160m	起点の変更（延長減）
H2. 9. 17	北海道告示第1304号	3・4・304	18.00m	約2,510m	終点の変更（延長増）
H7. 4. 11	北海道告示第 555号	3・4・304	18.00m	約2,850m	・終点の変更（延長増約340m） ・一部幅員の変更（18.0m→21.0m）
H13. 11. 6	北海道告示第1863号	3・4・304	18.00m	約2,850m	・車線数の決定（2車線） ・一部区域の変更（隅切）

<新生通>

告示月日	告示番号	街路番号	代表幅員	延長	内容
S30. 3. 31	建設省告示第 366号	2・1・5	18.00m	約577m	新規決定
S48. 5. 21	北海道告示第1520号	3・4・306	18.00m	約500m	終点の変更（延長減）
H13. 11. 6	北海道告示第1863号	3・4・306	18.00m	約500m	車線数の決定（2車線）

<南3線通>

告示月日	告示番号	街路番号	代表幅員	延長	内容
S30. 3. 31	建設省告示第 366号	2・1・6	18.00m	約911m	新規決定
S39. 5. 2	建設省告示第1314号	2・1・4	18.00m	約910m	・名称（番号のみ）の変更 ・延長の変更（911m→910m）
S48. 5. 21	北海道告示第1520号	3・4・307	18.00m	約910m	名称（番号のみ）の変更
H13. 11. 6	北海道告示第1863号	3・4・307	18.00m	約910m	車線数の決定（2車線）

< 2丁目通 >

告示月日	告示番号	街路番号	代表幅員	延長	内容
S30. 3. 31	建設省告示第 366号	2・2・1	15.00m	約1,167m	新規決定
S39. 5. 2	建設省告示第1314号	2・2・1	15.00m	約2,660m	・線形の変更 ・起終点の変更 ・西4条通と統合
S48. 5. 21	北海道告示第1520号	3・4・309	15.00m	約2,150m	・起点の変更（延長増） ・一部路線を西5条通に分割
H9. 8. 29	芽室町告示第 62号	3・5・309	15.00m	約2,150m	・名称（番号のみ）の変更 ・一部幅員の変更（15.0m→21.0m）
H13. 11. 6	北海道告示第1863号	3・2・309	32.00m	約6,140m	・名称（番号のみ）の変更 ・終点の変更（延長増約3,990m） ・一部幅員の変更 （15m→27.5m, 32m） ・車線数の決定（4車線、2車線）
H18. 7. 28	北海道告示第650号	3・2・309	32.00m	約6,140m	・一部区域の変更（大成橋橋梁部区域 JR根室本線の芽室跨線橋周辺の法面）
H21. 11. 24	北海道告示第774号	3・2・309	32.00m	約6,140m	・一部区域の変更（西18号から 西17号の法面）

< 西4条通 >

告示月日	告示番号	街路番号	代表幅員	延長	内容
S30. 3. 31	建設省告示第 366号	2・2・2	15.00m	約1,493m	新規決定
S39. 5. 2	建設省告示第1314号				2丁目通へ統合

< 東7条通 >

告示月日	告示番号	街路番号	代表幅員	延長	内容
S30. 3. 31	建設省告示第 366号	2・2・3	15.00m	約1,088m	新規決定
S39. 5. 2	建設省告示第1314号	2・2・3	15.00m	約1,088m	起終点の変更
S48. 5. 21	芽室町告示第 23号	3・5・311	15.00m	約1,100m	名称（番号のみ）の変更
S53. 11. 9	芽室町告示第 52号	3・5・311	15.00m	約1,090m	起点の変更（延長減）
H13. 11. 6	芽室町告示第 71号	3・5・311	15.00m	約1,070m	・終点の変更（延長減約20m） ・車線数の決定（2車線）

< 西3条通 >

告示月日	告示番号	街路番号	代表幅員	延長	内容
S30. 3. 31	建設省告示第 366号	2・2・4	15.00m	約1,443m	新規決定
S39. 5. 2	建設省告示第1314号				名称の変更（新：西25号通）

<西25号通>

告示月日	告示番号	街路番号	代表幅員	延長	内容
S39. 5. 2	建設省告示第1314号	2・2・2	15.00m	約1,440m	・名称の変更 (旧、西3条通) ・延長の変更 (1,443m→1,440m)
S48. 5. 21	北海道告示第1520号	3・4・308	18.00m	約1,110m	・終点の変更 (延長減) ・一部幅員の変更 (15.0m→18.0m・22.0m・17.0m) ・平面交差→立体交差
H7. 4. 11	北海道告示第555号	3・4・308	18.00m	約1,380m	・終点の変更 (延長増270m) ・一部幅員の変更 (18.0m→21.0m)
H13. 11. 6	北海道告示第1863号	3・4・308	18.00m	約1,380m	車線数の決定 (2車線)

<西工業通>

告示月日	告示番号	街路番号	代表幅員	延長	内容
S48. 5. 21	北海道告示第1520号	3・1・301	44.00m	約1,100m	新規決定
S53. 11. 6	北海道告示第3376号	3・1・301	44.00m	約1,090m	起点の変更 (延長減)
H13. 11. 6	北海道告示第1863号	3・1・301	44.00m	約1,090m	車線数の決定 (2車線)

<西5条通>

告示月日	告示番号	街路番号	代表幅員	延長	内容
S48. 5. 21	芽室町告示第23号	3・5・310	15.00m	約1,100m	・名称の変更 ・2丁目通より一部路線の分割
S53. 11. 9	芽室町告示第52号	3・5・310	15.00m	約1,090m	起点の変更 (延長減)
H13. 11. 6	芽室町告示第71号	3・5・310	15.00m	約1,090m	車線数の決定 (2車線)

<工業団地通>

告示月日	告示番号	街路番号	代表幅員	延長	内容
S59. 7. 2	北海道告示第1206号	3・4・52	18.00m	約6,180m	新規決定
H4. 10. 16	北海道告示第1628号	3・4・52	18.00m	約6,740m	終点の変更 (延長増560m)
H8. 6. 4	北海道告示第857号	3・4・52	18.00m	約6,740m	一部線形の変更
H13. 11. 6	芽室町告示第71号	3・4・320	18.00m	約2,290m	・新規決定 (2車線) (帯広市境で路線分割)

<西22号通>

告示月日	告示番号	街路番号	代表幅員	延長	内容
S59. 7. 2	北海道告示第1206号	3・4・312	16.00m	約530m	新規決定
H13. 11. 6	北海道告示第1863号	3・4・312	16.00m	約530m	車線数の決定 (2車線)

<西16号通>

告示月日	告示番号	街路番号	代表幅員	延長	内容
S59. 7. 2	北海道告示第1206号	3・4・313	18.00m	約530m	新規決定
H13. 11. 6	北海道告示第1863号	3・4・313	18.00m	約530m	車線数の決定 (2車線)

<西19号通>

告示月日	告示番号	街路番号	代表幅員	延長	内容
H4.10.16	北海道告示第1628号	3・4・314	18.00m	約550m	新規決定
H13.11.6	北海道告示第1863号	3・4・314	18.00m	約550m	車線数の決定（2車線）

<南が丘通>

告示月日	告示番号	街路番号	代表幅員	延長	内容
H7.4.11	北海道告示第555号	3・4・315	18.00m	約450m	新規決定
H13.11.6	北海道告示第1863号	3・4・315	18.00m	約450m	車線数の決定（2車線）

<西21号通>

告示月日	告示番号	街路番号	代表幅員	延長	内容
H13.11.6	芽室町告示第71号	3・4・316	18.00m	約1,220m	新規決定（2車線）

<西20号通>

告示月日	告示番号	街路番号	代表幅員	延長	内容
H13.11.6	芽室町告示第71号	3・4・317	18.00m	約820m	新規決定（2車線）

<大成駅通>

告示月日	告示番号	街路番号	代表幅員	延長	内容
H13.11.6	芽室町告示第71号	7・4・318	16.00m	約540m	新規決定（2車線）

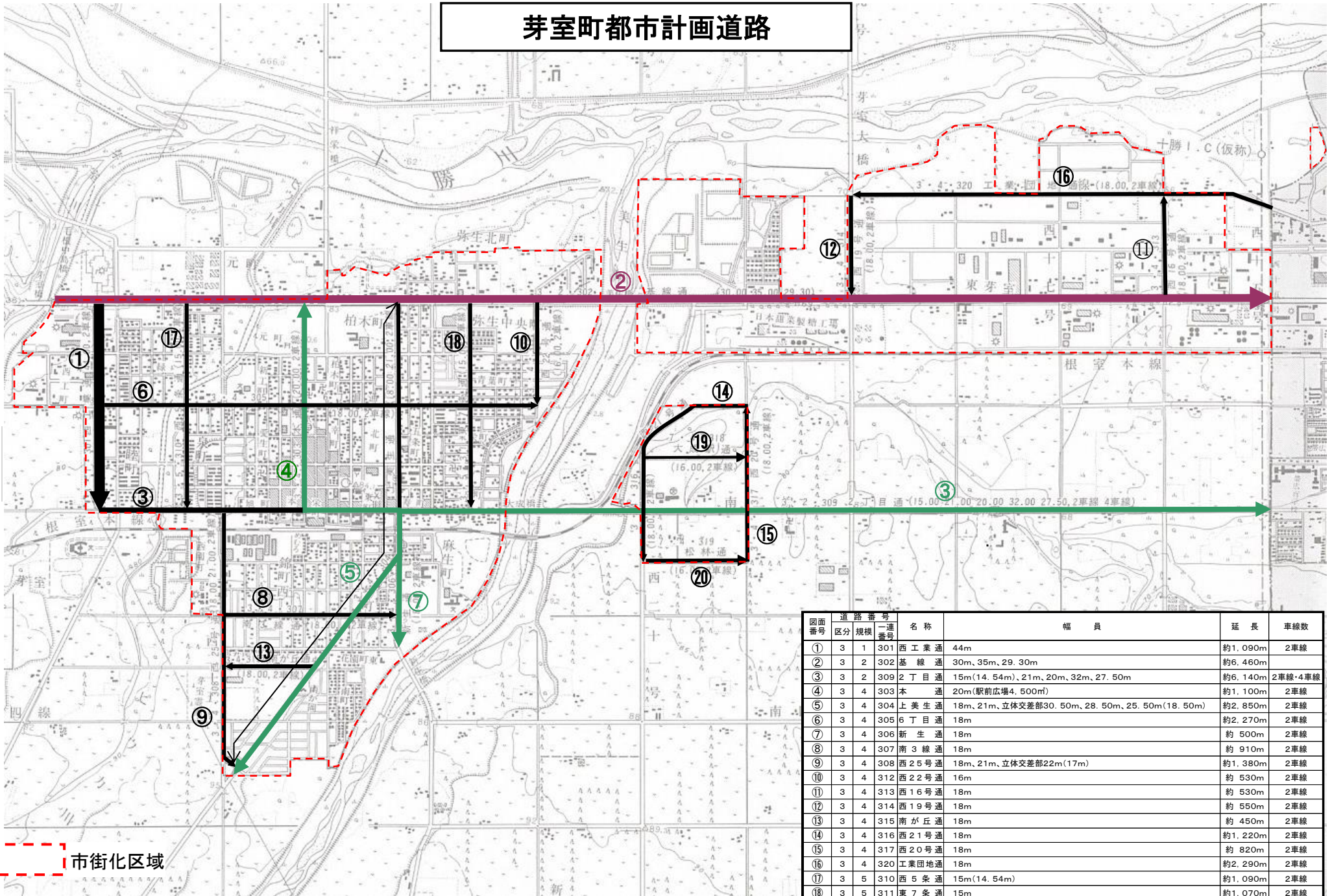
<松林通>

告示月日	告示番号	街路番号	代表幅員	延長	内容
H13.11.6	芽室町告示第71号	7・4・319	16.00m	約540m	新規決定（2車線）

・都市計画道路の概要表

道路番号			名称	幅員	延長	車線数
区分	規模	一連番号				
3	1	301	西工業通	44m	約1,090m	2車線
3	2	302	基線通	35m.30m.29m30	約6,460m	
3	2	309	2丁目通	32m.27.5m.21m.20m.15m(14m54)	約6,140m	4車線・2車線
3	4	303	本通	20m(駅前広場4,500㎡)	約1,100m	2車線
3	4	304	上美生通	18m立体交差部.21m.30m50	約2,850m	2車線
				28m50.25m50(18m50)		
3	4	305	6丁目通	18m	約2,270m	2車線
3	4	306	新生通	18m	約500m	2車線
3	4	307	南3線通	18m	約910m	2車線
3	4	308	西25号通	18m立体交差部.22m(17m)21m	約1,380m	2車線
3	4	312	西22号通	16m	約530m	2車線
3	4	313	西16号通	18m	約530m	2車線
3	4	314	西19号通	18m	約550m	2車線
3	4	315	南が丘通	18m	約450m	2車線
3	4	316	西21号通	18m	約1,220m	2車線
3	4	317	西20号通	18m	約820m	2車線
3	4	320	工業団地通	18m	約2,290m	2車線
3	5	310	西5条通	15m(14m54)	約1,090m	2車線
3	5	311	東7条通	15m	約1,070m	2車線
7	4	318	大成駅通	16m	約540m	2車線
7	4	319	松林通	16m	約540m	2車線

芽室町都市計画道路



市街化区域

図面 番号	道路番号 区分	一連 番号	名称	幅員	延長	車線数
①	3	1	301 西工業通	44m	約1,090m	2車線
②	3	2	302 基線通	30m、35m、29、30m	約6,460m	
③	3	2	309 2丁目通	15m(14.54m)、21m、20m、32m、27.50m	約6,140m	2車線・4車線
④	3	4	303 本通	20m(駅前広場4,500m)	約1,100m	2車線
⑤	3	4	304 上美生通	18m、21m、立体交差部30.50m、28.50m、25.50m(18.50m)	約2,850m	2車線
⑥	3	4	305 6丁目通	18m	約2,270m	2車線
⑦	3	4	306 新生通	18m	約500m	2車線
⑧	3	4	307 南3線通	18m	約910m	2車線
⑨	3	4	308 西25号通	18m、21m、立体交差部22m(17m)	約1,380m	2車線
⑩	3	4	312 西22号通	16m	約530m	2車線
⑪	3	4	313 西16号通	18m	約530m	2車線
⑫	3	4	314 西19号通	18m	約550m	2車線
⑬	3	4	315 南が丘通	18m	約450m	2車線
⑭	3	4	316 西21号通	18m	約1,220m	2車線
⑮	3	4	317 西20号通	18m	約820m	2車線
⑯	3	4	320 工業団地通	18m	約2,290m	2車線
⑰	3	5	310 西5条通	15m(14.54m)	約1,090m	2車線
⑱	7	4	318 大成駅通	16m	約540m	2車線
⑳	7	4	319 松林通	16m	約540m	2車線

(2) 都市計画公園・緑地

1. 街区公園 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園

番 号	公 園 名	所 在	計画決定 面積(㎡)	供用開始 面積(㎡)	当初計画 決定年月日	告示番号	最終計画変更年月日	告示番号
2・2・301	美園児童公園	東6条3丁目	0.26	0.26	S46.6.3	町第16号		
2・2・302	ひばり児童公園	東7条5丁目	0.39	0.39	S46.6.3	町第16号		
2・2・303	西園児童公園	西4条3丁目	0.42	0.42	S48.4.6	町第9号		
2・2・304	柏木児童公園	東3条6丁目	0.25	0.25	S48.4.6	町第9号		
2・2・305	錦町児童公園	本通南3丁目	0.29	0.29	S50.6.19	町第35号		
2・2・306	大和児童公園	西2条2丁目及び西3条2丁目	0.35	0.35	S52.2.7	町第4号		
2・2・307	南町児童公園	東3条南6丁目及び南7丁目	0.75	0.75	S55.4.19	町第16号		
2・2・308	南が丘児童公園	本通南7丁目	0.16	0.16	H4.3.3	町第6号		
2・2・309	南が丘南街区公園	芽室	0.40	0.40	H.8.8.9	町第40号		
2・2・310	錦町西公園	西2条南3丁目	0.29	0.29	H11.12.13	町第75号		
2・2・311	緑町公園	西7条6丁目	0.28	0.28	H11.12.13	町第75号		
2・2・312	緑栄公園	西7条8丁目	0.22	0.22	H11.12.13	町第75号		
2・2・313	青葉公園	東6条7丁目	0.11	0.11	H11.12.13	町第75号		
2・2・314	松林公園	東芽室	0.69	0.69	H16.8.20	町第66号		
2・2・315	たいせい公園	東芽室	0.22	0.22	H16.8.20	町第66号		
2・3・316	あいあい公園	東3条4丁目	1.09	1.09	H26.4.2	町第24号		
	16箇所		6.17	6.17				

2. 近隣公園 主として近隣に居住する者の用に供することを目的とする公園

番 号	公 園 名	位 置	計画決定 面積(㎡)	供用開始 面積(㎡)	当初計画決定 年月日	告示番号	最終計画変更年月日	告示番号
3・3・301	ピウカ公園	西6条3～4丁目、西7条3～4丁目	2.1	2.1	S58.11.10	道第2049号		
3・3・302	東工北一公園	東芽室	2.1	2.1	H4.10.16	町第32-5号	H5.1.25	町第4号
3・3・303	東工北二公園	東芽室	1.2	1.2	H4.10.16	町第32-5号	H5.1.25	町第4号
3・3・304	芽室東公園	東芽室	2.4	2.4	H16.8.20	町第66号		
	4箇所		7.8	7.8				

3. 地区公園 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園

番 号	公 園 名	位 置	計画決定 面積(%)	供用開始 面積(%)	当初計画決定 年月日	告示番号	最終計画変更年月日	告示番号
4・4・301	芽室南公園	芽室	6.8	6.8	H7.4.11	町第555号		

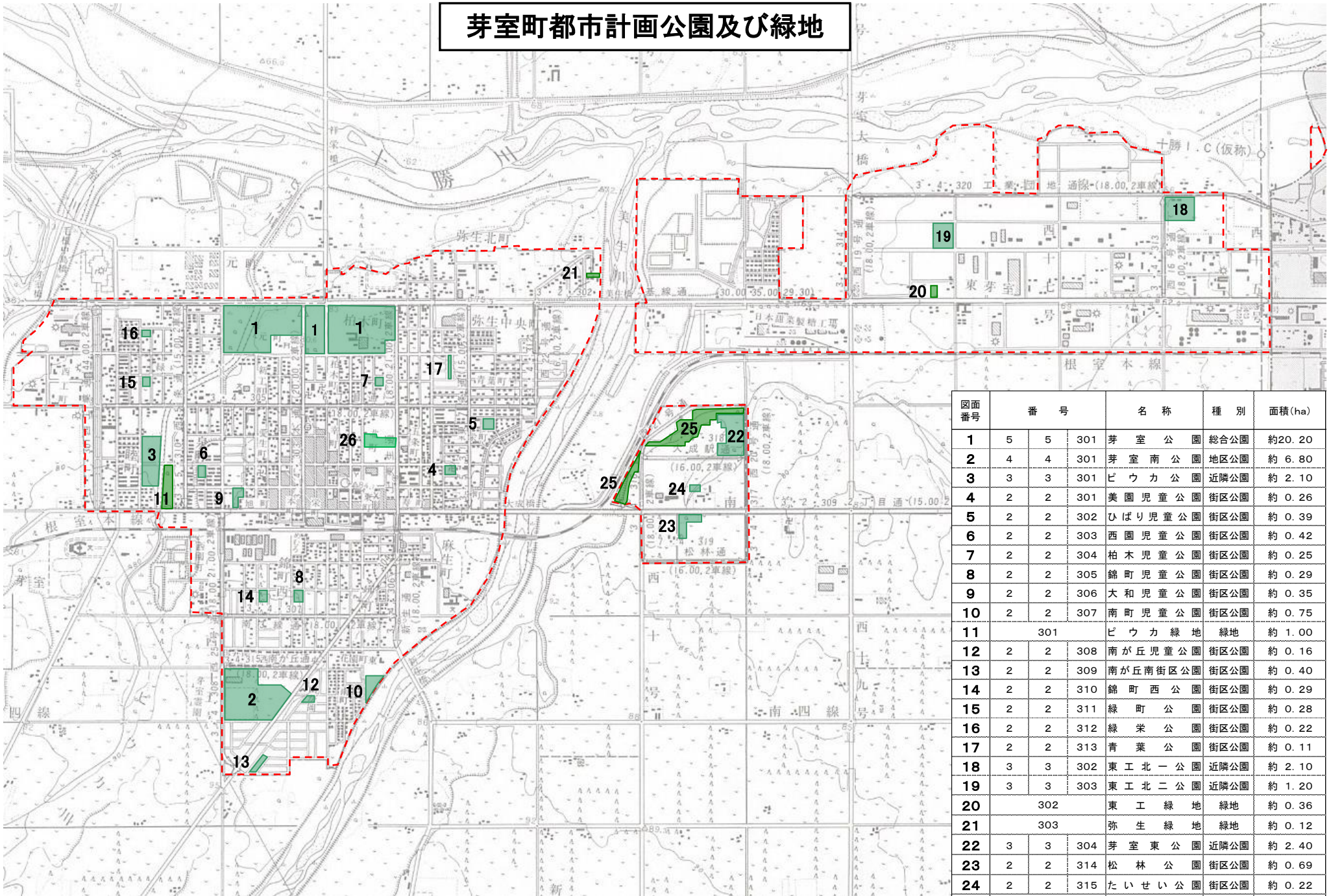
4. 総合公園 主として一の市町村の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園

番 号	公 園 名	位 置	計画決定 面積(%)	供用開始 面積(%)	当初計画決定 年月日	告示番号	最終計画変更年月日	告示番号
5・5・301	芽室公園	西1条8～9丁目、西2条8～9丁目、 本通8丁目、東1条8丁目、西3条8丁 目	20.2	20.2	S31.4.5	建第581号	S54.3.27	道第790号

5. 緑地 主として自然的環境を有し、環境の保全、公害の緩和、災害の防止、景観の向上、及び緑道の用に供することを目的とする公共空地

番 号	緑 地 名	位 置	計画決定 面積(%)	供用開始 面積(%)	当初計画決定 年月日	告示番号	最終計画変更年月日	告示番号
301	ピウカ緑地	西6条2～3丁目	1.00	1.00	H2.8.21	町第39号		
302	東工緑地	東芽室	0.36		H4.10.16	町第32-5号		
303	弥生緑地	東11条10丁目	0.12	0.12	H11.12.13	町第76号		
304	大成緑地	東芽室	4.8	4.8	H16.8.20	町第67号		
	4箇所		6.28	5.92				

芽室町都市計画公園及び緑地



図面 番号	番 号	名 称	種 別	面積(ha)
1	5 5	301 芽室公園	総合公園	約20.20
2	4 4	301 芽室南公園	地区公園	約6.80
3	3 3	301 ビウカ公園	近隣公園	約2.10
4	2 2	301 美園児童公園	街区公園	約0.26
5	2 2	302 ひばり児童公園	街区公園	約0.39
6	2 2	303 西園児童公園	街区公園	約0.42
7	2 2	304 柏木児童公園	街区公園	約0.25
8	2 2	305 錦町児童公園	街区公園	約0.29
9	2 2	306 大和児童公園	街区公園	約0.35
10	2 2	307 南町児童公園	街区公園	約0.75
11	301	ビウカ緑地	緑地	約1.00
12	2 2	308 南が丘児童公園	街区公園	約0.16
13	2 2	309 南が丘南街区公園	街区公園	約0.40
14	2 2	310 錦町西公園	街区公園	約0.29
15	2 2	311 緑町公園	街区公園	約0.28
16	2 2	312 緑栄公園	街区公園	約0.22
17	2 2	313 青葉公園	街区公園	約0.11
18	3 3	302 東工北一公園	近隣公園	約2.10
19	3 3	303 東工北二公園	近隣公園	約1.20
20	302	東工緑地	緑地	約0.36
21	303	弥生緑地	緑地	約0.12
22	3 3	304 芽室東公園	近隣公園	約2.40
23	2 2	314 松林公園	街区公園	約0.69
24	2 2	315 たいせい公園	街区公園	約0.22
25	304	大成緑地	緑地	約4.80
26	2 3	316 あいあい公園	街区公園	約1.09

(3) 下 水 道

1 帯広圏都市計画芽室公共下水道排水区域 都市計画決定経過

告示年月日	告示番号	内 容
昭和49年2月12日	芽室町告示第2号	当初決定
昭和52年11月21日	芽室町告示第52号	排水区域の拡大（十勝川流域下水道の決定）
昭和56年1月17日	芽室町告示第3号	排水区域の拡大
昭和59年12月22日	芽室町告示第67号	排水区域の拡大
平成2年12月21日	芽室町告示第59号	排水区域の拡大及び新基準による廃止
平成5年3月26日	芽室町告示第13号	排水区域の拡大
平成7年4月11日	芽室町告示第31号	排水区域の拡大
平成7年8月21日	芽室町告示第57号	排水区域の拡大
平成9年12月2日	芽室町告示第79号	管径の変更
平成10年6月3日	芽室町告示第38号	排水区域の拡大
平成12年3月31日	芽室町告示第31号	排水区域の拡大
平成13年11月6日	芽室町告示第75号	排水区域の拡大
平成16年4月6日	芽室町告示第38号	排水区域の拡大
平成18年10月20日	芽室町告示第84号	排水区域の拡大

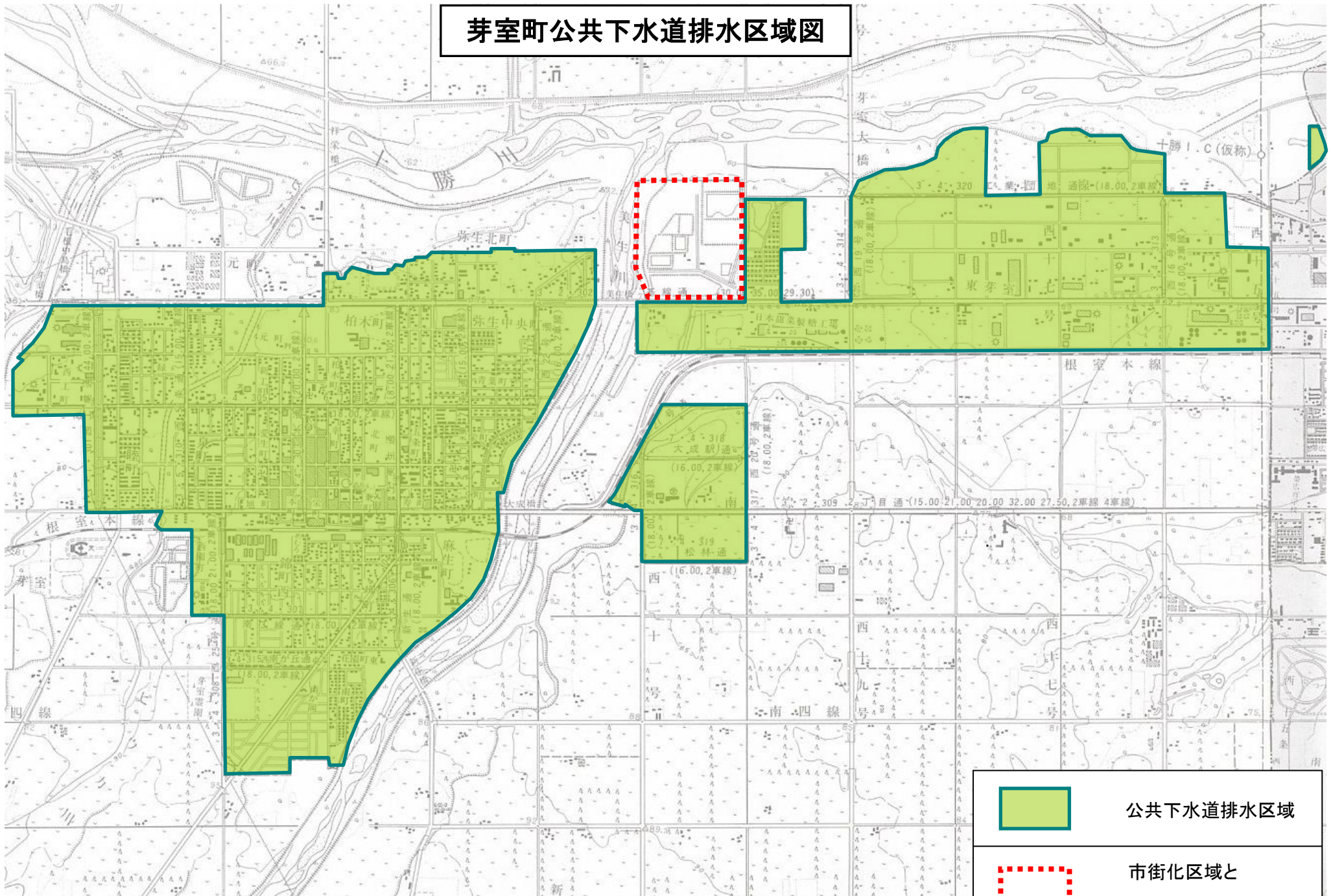
2 芽室公共下水道整備進捗状況

区 分	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7
普及率 (%)	30.8	33.4	40.3	47.4	51.5	55.4	57.3	61.2	61.7	62.5	63.2	63.5	65.1
処理面積 (ha)	200	244	288	328	355	384	390	428	460	502	532	545	557
処理人口 (人)	7,105	8,197	9,599	10,420	10,900	11,030	11,133	11,254	11,326	11,454	11,462	11,472	11,722
区 分	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
普及率 (%)	66.3	68.7	70.0	72.1	72.5	72.9	73.7	74.0	74.3	74.6	74.8	75.9	76.3
処理面積 (ha)	569	579	617	625	657	641	680	687	703	710	713.5	735.76	735.76
処理人口 (人)	11,944	12,368	12,713	13,029	12,713	12,882	13,594	13,684	13,869	14,125	14,231	14,658	14,798
区 分	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
普及率 (%)	76.4	76.8	77.1	77.0	77.4	77.5	77.4	77.7	77.9	78.1	78.2	78.8	79.1
処理面積 (ha)	735.76	735.76	735.76	735.76	735.97	735.97	735.97	737.09	743.59	743.71	744.82	744.99	744.99
処理人口 (人)	14,829	14,891	14,935	14,895	14,880	14,769	14,674	14,616	14,533	14,476	14,449	14,391	14,327

区 分	R4												
普及率 (%)	79.3												
処理面積 (ha)	745.54												
処理人口 (人)	14,264												

※ 処理人口には、外国人登録者数を含む。

芽室町公共下水道排水区域图



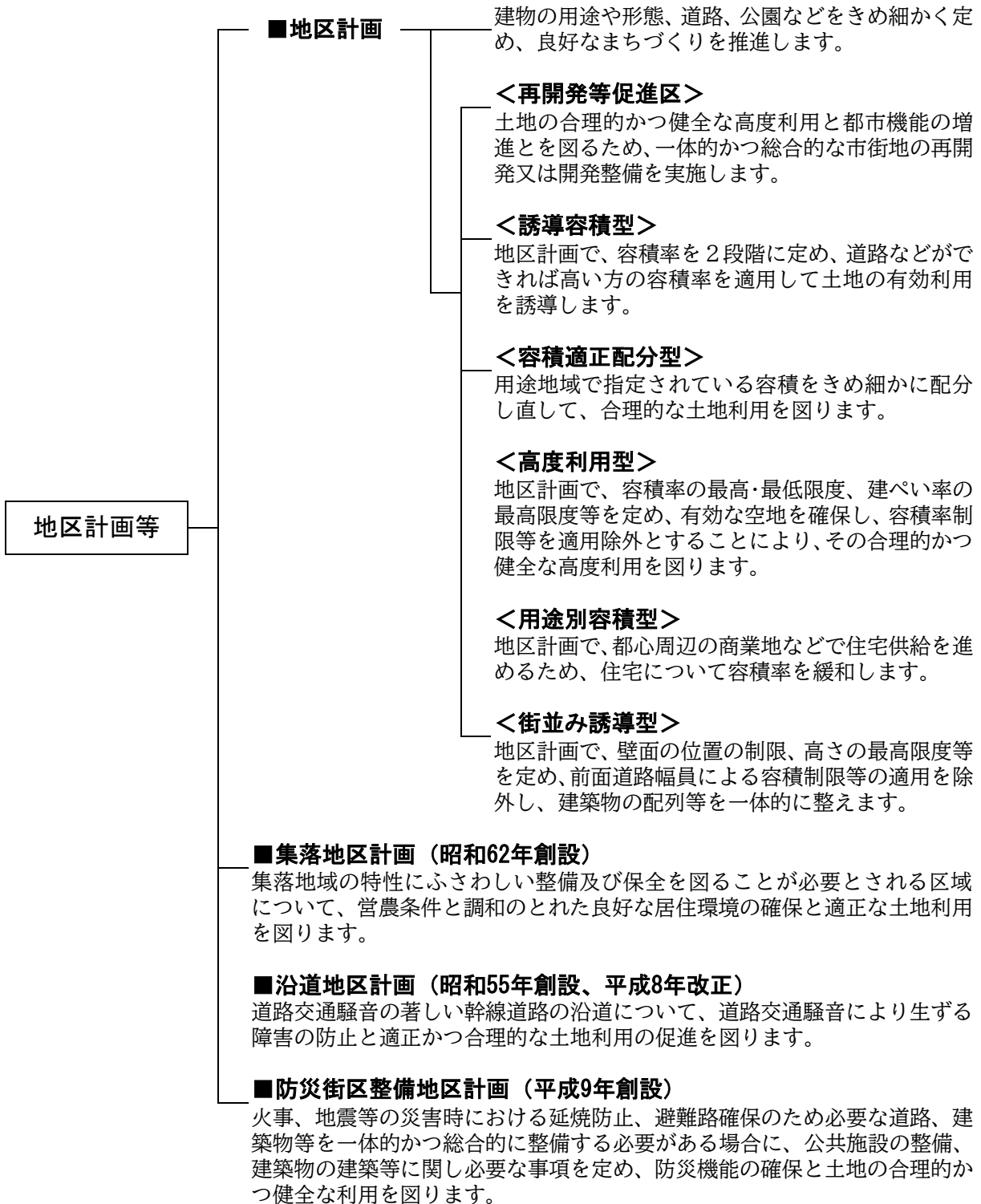
	公共下水道排水区域
	市街化区域と一致しない区域

地区計画等

City planning of Memuro – Community Planning

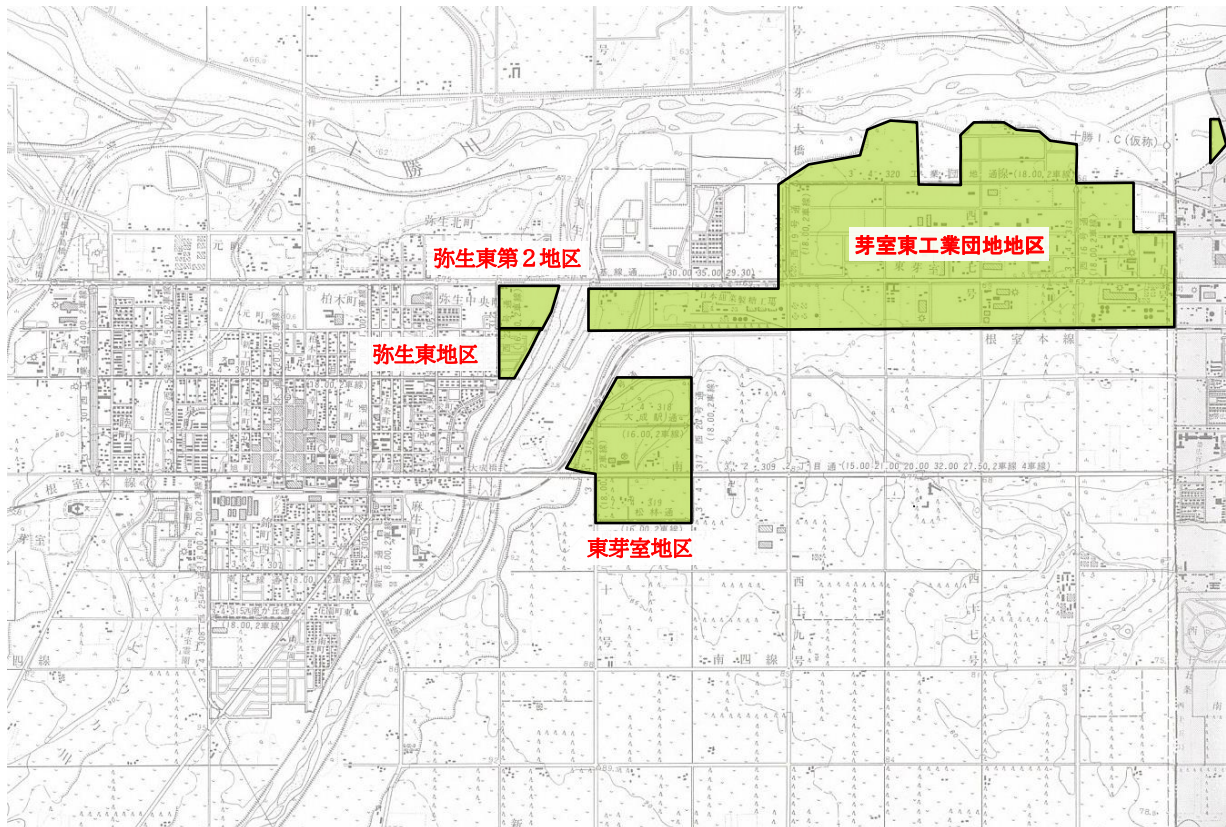
(1) 地区計画等

<地区計画等の種類>



(2) 地区計画

告示年月日	告示番号	地区の名称	面積 (ha)		内 容			備 考
			地区 計画	地区整 備計画	地区の細区分	用 途	最低敷地 (m ²)	
平成9年3月28日	町 告 第22号	弥生東地区	1.74	1.74	低層専用住宅	専用住宅等	250	1種低層
			0.26	0.26	低層一般住宅	専用住宅等	250	2種低層
平成12年3月31日 (変更)	町 告 第21号		4.24	4.24	低層専用住宅	専用住宅等	250	1種低層
			0.26	0.26	低層一般住宅	専用住宅等	250	2種低層
平成13年11月6日	町 告 第74号		48.2					1種低層
平成15年8月15日 (変更)	町 告 第64号	東芽室地区	48.2	24.5	低層専用住宅	専用住宅等	200	1種低層
				6.9	低層一般住宅	共同住宅等	250	2種低層
			4.1	沿道サービス	住宅・店舗等	250	1種住居	
平成16年11月11日 (変更)	町 告 第87号		48.2	17.8	低層専用住宅	専用住宅等	200	1種低層
				5.4	低層一般住宅	共同住宅等	250	2種低層
			4.2	沿道サービス	住宅・店舗等	250	1種住居	
平成14年4月1日	町 告 第34号	芽室東工業 団地地区	231	215	—	—	500	工業専用
平成16年4月6日	町 告 第37号	弥生東 第2地区	7.8	3.7	低層一般住宅	専用住宅等	250	1種低層
				3.2	沿道サービス	住宅・店舗等	250	2種住居
平成18年10月20日	町 告 第83号	芽室東工業 団地地区	249	232	—	—	500	工業専用



弥生東地区 地区整備計画概要

地区の細区分	低層専用住宅地区	低層一般住宅地区
用途地域	第1種低層住居専用地域	第2種低層住居専用地域
用途	3戸以上の長屋住宅は建築不可	用途地域の建築物制限と同じ
敷地面積	最低限度 250㎡	
壁面位置	① 北側敷地境界線からの最低限度 1.5m	
	② 北側を除く距離の最低限度 1.0m	
意匠	① 一辺の長さが1.2mを越える広告物、看板の設置は不可	
	② 表示面積(合計面積)が1㎡を越える広告物、看板の設置は不可	
	③ 刺激的な色彩又は装飾を用いることなどにより美観風致を損なうものは不可	
門	高さの限度 1.5m(生け垣を除く)	
塀	高さの限度 1.2m(生け垣を除く)	

芽室東工業団地地区 地区整備計画概要

用途地域	工業専用地域
用途	用途地域の建築物制限と同じ
敷地面積	最低限度 500㎡
壁面位置	道路境界線からの最低限度 3m
意匠	刺激的な色彩又は装飾を用いることなどにより美観風致を損なうものは不可
土地利用の制限	建ぺい率40%以上の場合は道路に面する敷地部分に緑地帯を設けること

東芽室地区 地区整備計画概要

地区の細区分	低層専用住宅地区	低層一般住宅地区	沿道サービス地区
用途地域	第1種低層住居専用地域	第2種低層住居専用地域	第1種住居地域
用途	3戸以上の長屋住宅は建築不可	用途地域の建築物制限と同じ	遊戯施設等を規制
敷地面積	最低限度 200㎡	最低限度 250㎡	最低限度 250㎡
壁面位置	① 北側敷地境界線からの最低限度 1.5m		① 2丁目通から最低限度 3.0m
	② 北側を除く距離の最低限度 1.0m		② 2丁目通以外から最低限度 1.0m
意匠	① 一辺の長さが1.2mを越える広告物、看板の設置は不可		① 刺激的な色彩又は装飾を用いることなどにより美観風致を損なうものは不可
	② 表示面積(合計面積)が1㎡を越える広告物、看板の設置は不可		
	③ 刺激的な色彩又は装飾を用いることなどにより美観風致を損なうものは不可		
門	高さの限度 1.5m(生け垣を除く)		
塀	高さの限度 1.2m(生け垣を除く)		

弥生東第2地区 地区整備計画概要

地区の細区分	低層一般住宅地区	沿道サービス地区	
用途地域	第1種低層住居専用地域	第2種住居地域	
用途	用途地域の建築物制限と同じ	自動車教習所・畜舎・遊戯施設等を規制	
敷地面積	最低限度 250㎡		
壁面位置	① 北側敷地境界線からの最低限度 1.5m	① 基線通から最低限度 3.0m、北側敷地境界線から最低限度 1.5m	
	② 北側を除く距離の最低限度 1.0m	② 北側を除く距離の最低限度 1.0m	
意匠	① 一辺の長さが1.2mを越える広告物、看板の設置は不可		① 刺激的な色彩又は装飾を用いることなどにより美観風致を損なうものは不可
	② 表示面積(合計面積)が1㎡を越える広告物、看板の設置は不可		
	③ 刺激的な色彩又は装飾を用いることなどにより美観風致を損なうものは不可		
門	高さの限度 1.5m(生け垣を除く)		
塀	高さの限度 1.2m(生け垣を除く)		

市街地開発事業等

City planning of Memuro – Development

(1) 市街地再開発事業

市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図るために建築物・敷地の整備と併せて公共施設の整備を行う事業

帯広圏都市計画第一種市街地再開発事業

告示年月日	告示番号	面積
平成9年8月29日	芽室町告示第59号	約0.9ha

① 公共施設

公共施設の配置及び規模					
	種別	名称	幅員	延長	備考
道路	都市計画道路	3・5・309 2丁目通	20m	約115m	都市計画決定済 幅員20m整備済
	町道	東1条本通	約16m	約67m	整備済
	町道	自転車・歩行者 専用道路	約9m	約110m	未整備
公園及び緑地	-				
下水道	芽室処理区(污水管φ250)				
その他	公共駐車場 約1,800㎡				

② 建築物整備

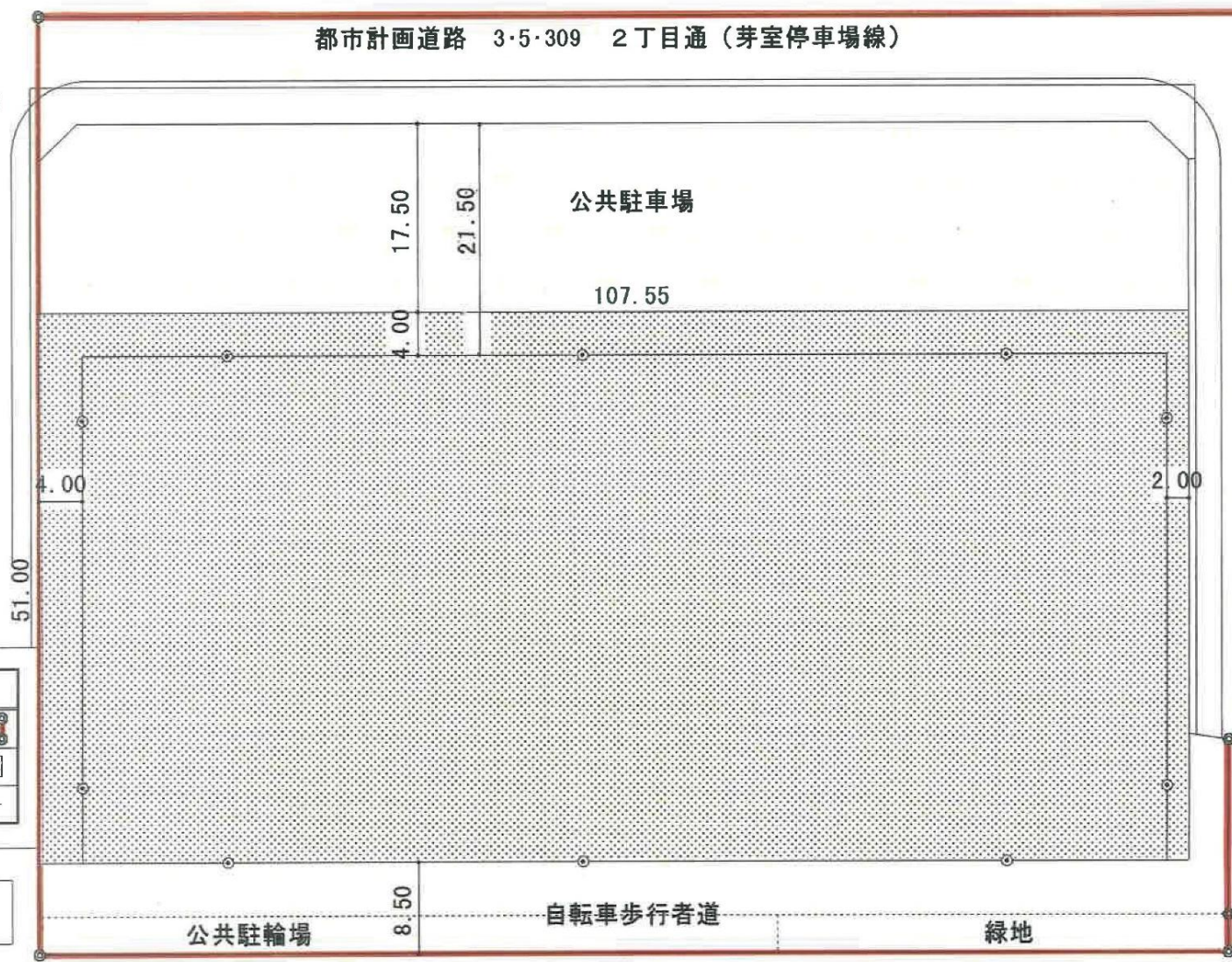
建築物の整備	建築物		敷地面積に対する		主要用途	高度利用地区の制限内容					備考
	建築面積 (㎡)	延べ面積 (㎡)	建築面積 の割合 (%)	延床面積 の割合 (%)		容積率の 最高 限度	容積率の 最低 限度	建蔽率の 最高 限度	建築面積 最低 限度 (㎡)	壁面の位 置の制 限 (m)	
	約3,700	約10,900	約70	約160	店舗 約3,400㎡ 業務・集会施設 約3,100㎡ 駐車場 約4,400㎡	40 10	10 10	8 10	200㎡	別紙	駐車 台数 約 180 台

圏都市計画 第一種市街地再開発事業
 計画図 (芽室駅前地区) S=1:600

都市計画道路
 3・4・303
 本通

町道東一条本通

都市計画道路 3・5・309 2丁目通 (芽室停車場線)



凡 例	
施行区域	
施設建築敷地	
壁面の位置の制限	

J R 芽室駅

公共駐輪場

8.50

自転車歩行者道

緑地

通路

J R 根室本線

歩道橋

(2) 土地区画整理事業

① 駅前火災復興地区土地区画整理事業

施行者	目的	都市計画決定	認可告示	施行面積	減歩率(%)		施行期間	総事業費(千円)	換地処分公告	備考
					公共	合算				
町	火災復興	S39.5.2	S39.6.17	4.8	4.9	4.9	S39~40	46,766	S41.3.22	

② 一心町土地区画整理事業

施行者	目的	都市計画決定	認可告示	施行面積	減歩率(%)		施行期間	総事業費(千円)	換地処分公告	備考
					公共	合算				
組合	新市街地整備	-	S44.8.14	19.8	28.4	32.4	S44~51	34,770	S48.8.2	

③ 南が丘土地区画整理事業

施行者	目的	都市計画決定	認可告示	施行面積	減歩率(%)		施行期間	総事業費(千円)	換地処分公告	備考
					公共	合算				
個人	新市街地整備	-	H2.10.8	5.2	21.3	49.6	H2~6	172,000	H3.4.12	

④ 南が丘第2土地区画整理事業

施行者	目的	都市計画決定	認可告示	施行面積	減歩率(%)		施行期間	総事業費(千円)	換地処分公告	備考
					公共	合算				
個人	宅地造成	-	H8.3.12	13.4	28.0	50.3	H7~16	459,000	H11.2.2	

⑤ 東芽室土地区画整理事業

施行者	目的	都市計画決定	認可告示	施行面積	減歩率(%)		施行期間	総事業費(千円)	換地処分公告	備考
					公共	合算				
組合	新市街地整備	H13.11.6	H14.12.20	42.7	42.8	63.7	H14~22	2,515,000	H19.9.14	